

令和6年度埼玉バーチャル観光大使動画制作等業務に関する質問への回答

質問項目	質問内容	回答
企画提案募集要項 5(1) 9(3)ア	「過去2年間に国または地方公共団体、観光協会等と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。」とありますが、VTuberを起用した動画の制作実績がなくても、入札参加は可能ですか。VTutuberを起用した実績に限るのでしょうか。	「VTuberを起用した動画制作」の実績に限ります。
仕様書 4(1)カ	「埼玉特命観光大使」は、具体的にどなたか決まっているのですか	県では、「でんぱ組. inc」の藤咲彩音さんを埼玉特命観光大使に任命しています。
仕様書 4(1)コ	「観光大使のアニメーション制作費は委託費に含まれない。」とありますが観光大使の3Dモーショ収録は委託費に含まれない認識で良いのでしょうか。また、コラボ相手のバーチャルYoutuberのアニメーション制作費は委託費に含まれる認識で良いですか。	お見込みのとおりです。

以上